

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園イルミネーション装飾業務委託	5200333
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	55,000,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社タットム (法人番号：4011501007495)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	荒川遊園イルミネーション装飾業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社タットム 所在地 東京都荒川区西日暮里2-31-5 根木ビル3F 代表者 代表取締役社長 原 伸明
特命理由	<p>本件は、リニューアルオープン後の荒川遊園においてイルミネーションを整備するものである。</p> <p>主管課からは、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定のうえ、部の機種業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は、リニューアル後の荒川遊園の新たな魅力を創出し、これまで以上に魅力のある施設となるよう、荒川遊園らしいオリジナリティのあるイルミネーションを整備する必要があるため、提案評価方式（公募型プロポーザル方式）により、事業者を選定したものである。</p> <p>業者選定にあたり、外部委員を含めた評価委員による書類審査及びプレゼンテーション審査を実施した結果、上記業者は、実施体制、全体テーマ、オリジナリティ等、11項目において高く評価され、全体の得点率80%と第1位の評価点を得ている。</p> <p>また、荒川遊園と同等規模以上の施設での運営実績も多数あることから、本件についても確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)